

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書 【令和3年1月1日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、国民健康保険の給付に関する事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

平成31年10月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の給付に関する事務		
②事務の内容	<p>市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の給付に関する事務において取り扱う。 国民健康保険給付に関する事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>○被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 なお、給付事務に関しては、下記に関する事務をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費</li> <li>・高額介護合算療養費</li> <li>・国保療養費</li> <li>・出産育児一時金</li> <li>・葬祭費</li> <li>・食事差額療養費</li> <li>・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証および標準負担額減額認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> <li>・資格喪失後の受診に係る医療給付等に関する返納金</li> <li>・高齢受給者証</li> </ul>		
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	国民健康保険システム		
②システムの機能	<p>1 給付情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付事務に関する計算および支給管理</li> <li>・各給付のお知らせ通知および支給決定通知の発行</li> <li>・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、および特定疾病療養受療証などの発行</li> </ul> <p>2 資格情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格を把握する(資格取得・喪失、退職該当、非該当)</li> <li>・緩和措置対象者管理(特定同一世帯所属者・旧被扶養者)</li> <li>・非自発的失業者管理</li> <li>・証関連の発行</li> </ul>		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	

### システム2~5

#### システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム		
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号の付番を行う。</li> <li>・団体内統合宛名番号と既存システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</li> </ul> <p>2 宛名情報管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> </ul>		

	<p>〇、住居等シテ、情報と自任、概日ル日自任に種付、自任ノ。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー ）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能  情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能  情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 団体内統合宛名システム ）
<b>システム4</b>	
①システムの名称	住登外宛名システム
②システムの機能	<p>1 個人コード(住登外)付番、登録機能  住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。  各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。</p> <p>2 住登外情報修正機能  住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ ）
<b>システム5</b>	
①システムの名称	国保総合(国保集約)システム

① システムの名称	国保総合PC/国保ネット/ヘルプ
② システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p>
③ 他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                    <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二の42の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を求める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民部 国保年金課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	国保年金課長 情報政策課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大分市国民健康保険に加入した市民 ※資格喪失者を含む
その必要性	国民健康保険の加入者(資格喪失者を含む)に対して適正な給付および資格情報の管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報(氏名、生年月日、性別、住所) 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・住民票関係情報 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・地方税関係情報 負担区分・課税区分の根拠とするために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 財務部市民税課、市民部市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム、大分県国民健康保険団体連合会 )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )							
③使用目的 ※	国民健康保険給付・資格情報の管理							
④使用の主体	使用部署 市民部国保年金課、及び以下の支所、連絡所 ・ 鶴崎支所・大南支所・植田支所・大在支所 ・ 坂ノ市支所・佐賀関支所・野津原支所・明野支所 ・ 本神崎連絡所・一尺屋連絡所							
	使用者数 [ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	<input type="checkbox"/> レセプト情報の管理 ・大分県国民健康保険団体連合会から届くレセプト情報を取り込み管理を行う <input type="checkbox"/> 給付情報の管理 ・高額療養費支給情報の管理を行う ・高額介護合算療養費支給情報の管理を行う ・国保療養費支給情報の管理を行う ・出産育児一時金支給情報の管理を行う ・葬祭費支給情報の管理を行う ・食事差額費支給情報の管理を行う <input type="checkbox"/> 認定証関係の作成管理 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 <input type="checkbox"/> 市民へ支給お知らせ通知・支給決定を作成 ・支給対象者に対して、給付のお知らせ通知および支給決定通知を作成する							
情報の突合	・地方税関連情報と突合して所得の確認を行う ・被保険者証番号もしくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う							
⑥使用開始日	平成27年10月5日							



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
システム管理・運用・操作業務委託		
①委託内容		
システム管理・運用、オペレーションに係る業務		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
(株)オルゴ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務		
①委託内容		
<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
大分県国民健康保険団体連合会		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 19 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項(全国健康保険協会管掌健康保険)の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(第2項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条2号、3号イ、5号イ
②提供先における用途	・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	未定	
<b>提供先3</b>		
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(第3項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条2号、3号イ、5号イ	
②提供先における用途	・健康保険法105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法106条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	
③提供する情報	・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	未定	
<b>提供先4</b>		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第4項)	
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項(管掌)の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	

	ての世帯主
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(第5項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第5条2号、3号、6号
②提供先における用途	・船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第17項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項(健康被害の救済措置)の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主

⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施または徴収金の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報法であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報法であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定



<b>提供先9</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先10</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第33項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	未定	
<b>提供先12</b>	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(第42項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条3号のイ	
②提供先における用途	国保法第57条の3第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	未定	
<b>提供先13</b>	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第58項)	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	





<b>提供先16</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(第87項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条1号イ、2号、3号、4号、5号
②提供先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項(支援給付の実施)若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)の支援給付の支給実施に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及び
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先17</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第88項)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書(一般疾病医療費の支給)に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙

	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先18</b>	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第93項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先19</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	未定
<b>提供先20</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第22項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	<選択肢>

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第五条に該当し、かつ国保法第六条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第五条に該当しなくなった、または国保法第六条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日及び申請日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [     ] 電子メール [     ] フラッシュメモリ [     ] その他 (	[     ] 専用線 [     ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [     ] 紙 )
⑦時期・頻度	未定	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;大分市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室管理(※)を行っているサーバー室並びに、施錠可能なサーバー室に設置したサーバー等に保管する。</li> <li>・また、サーバー等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</li> <li>・バックアップ等を保存する外部媒体については、入室管理を行っているサーバー室にある施錠ができる部屋に保管する。</li> </ul> <p>※原則として、サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。その他、入室権限を付与していない者が、一時的にサーバー等の管理で入室する場合は、所属・氏名・用務等を記録させたくうえで、入退室管理カードを貸与し入退室を管理している。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<高額マスタ(申請情報)>

記号番号 診療年月 請求年月 診療区分 処理番号 宛番号 医療機関コード 公費区分 性別  
生年月日 診療実日数 診療科コード 費用額 一部負担金 公費負担額 非課税区分 退職区分  
第三者区分 高額区分 データ区分 多数回数 申請区分 薬剤一部負担金額 入外区分 支給区分  
支給年月日 申請年月日 支給額 高額限度額 該当区分 保険者負担額 被保険者負担額 既支給額  
前期高齢者外来該当 前期高齢者世帯該当 前期高齢者全世帯該当 レセプト区分 高齢者負担区分  
乳幼児該当フラグ 保険一部負担金 高額支給額 既支給額 限度額 特例区分 特例前期外来分該当  
特例前期個人分該当 特例一般個人分該当 高額支給特例分 高額既支給額特例分 限度額特例分

<高額マスタ(口座情報)>

世帯区分 保険証番号 診療年月 レコード区分 世帯主個人番号 口座情報データエリア 退職区分  
支払区分 金融機関コード 口座種別 口座番号 名義人 支払金額 合算区分 課税状況 多数回数  
レセプト枚数 費用額 税控除額 医療機関コード 費用額(世帯全体) 一部負担金 被保険者負担額  
薬剤負担額 高額支給額 前期高齢者 外来支給分 世帯支給分 全世帯支給分 既支給額 前期高齢者  
外来支給分 世帯支給分 全世帯支給分 限度額 前期高齢者 外来支給分 世帯支給分 全世帯支給分  
特例区分 高額支給特例分 高額既支給額特例分 限度額特例分

<高額マスタ(受診者情報)>

世帯区分 保険証番号 診療年月 レコード区分 世帯主個人番号 受診者情報データエリア  
受診者コード 退職区分 医療機関コード 費用額 一部負担金 被保険者負担金 控除金額 支給金額  
委任サイン 薬剤負担金額 診療区分 診療科コード 入外区分 公費フラグ 高額該当フラグ  
前期高齢者外来該当 前期高齢者世帯該当 全世帯該当 高額判定情報 レセプト区分 高齢者負担区分  
乳幼児該当フラグ 保険一部負担金(入力値) 高額支給額 前期高齢者 外来支給分 世帯支給分  
全世帯支給分 既支給額 前期高齢者 外来支給分 世帯支給分 全世帯支給分 限度額 前期高齢者  
外来支給分 世帯支給分 全世帯支給分 特例区分 特例前期外来分該当 特例前期個人分該当  
特例一般個人分該当 高額特例分 高額支給特例分 高額既支給額特例分 限度額特例分

<医療機関ファイル>

医療機関コード 郵便番号 医療機関名(カナ) 医療機関名(漢字) 住所 方書 経営主体  
総合病院 支払区分 金融機関コード 口座種別 口座番号 口座名義人(カナ) 電話番号  
登録年月日 修正年月日

<医療機関検索ファイル>

医療機関(カナ) 医療機関コード 医療機関(漢字) 住所 経営主体コード

<柔整師マスタ>

柔整師コード 柔整師名 郵便番号 住所 方書 代表者名 電話番号 金融機関コード 口座種別  
口座番号 口座名義人(カナ) 登録年月日 更新年月日 更新者名

<累積給付ファイル>

記号番号 CD 個人番号 宛番号 診療年月 請求年月 診療区分 処理番号 バッチNO  
レセプト番号 処理年月 更正区分 医療機関 都道府県コード 点数表 医療機関コード  
診療科コード 公費情報1 公費区分1 公費1診療実日数 公費負担額1 公費情報2 公費区分2  
公費2診療実日数 公費負担額2 診療開始日 診療開始年月 診療実日数 性別 生年月日  
決定点数 入院年月日 高額(現物)1 高額(現物)2 疾病分類コード 入外区分 初診料有無  
医学管理料 乳幼児加算 調剤技術基本料 補診 処方箋回数 慢性 退職区分 第三者行為区分  
第三者調査区分 処理区分 高額再計算フラグ 当累区分 給付割合 併用フラグ 長原マーク  
国保分食事療養費 食事療養費日数 食事療養費額 標準負担額 第1公費分食事療養費  
食事療養費日数 食事療養費額 標準負担額 第2公費分食事療養費 食事療養費日数 食事療養費額  
標準負担額 消除 消除1 エラーテーブル エラー過誤1 エラー過誤2 レセプト入力区分  
薬剤負担 調剤一部負担金 公費1調剤一部負担金 公費2調剤一部負担金 保険一部負担金  
本人家族入外区分 低II 低I 高齢者負担区分 乳幼該当FLG

<高額支給ファイル>

保険証番号 診療年月 支給日 合算区分 支払金額 今回支給額 課税状況 多数回数 限度額  
費用額 決定金額 支給金額 既支給額 支払区分 決済区分 金融機関コード 口座種別 口座番号  
名義人 税控除額 高額判定情報 高齢者負担区分 乳幼児該当FLG 高額支給額 前期高齢者



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う</li> <li>・市内または他市町村から情報を入手する際も、必要以上の情報を入手しないようチェックを行う</li> <li>・不必要な書類は受け取らないようにし、不必要な書類を提出された場合は返還する</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
誤記入、誤入力防止、審査の徹底を実施する	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>システムの権限設定にて業務上必要になる情報以外へのアクセス制限を行っている</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない

	<p>具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、原則グループごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードおよび2要素認証によるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>
	<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する</li> <li>・退職や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う</li> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く</li> </ul>		



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・適正管理</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・複写または複製の禁止</li> <li>・資料等の返還</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・調査権</li> <li>・事故報告</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> </li> <li>等</li> <li>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを情報管理課に設置し、設置場所への入退室記録管理および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	同一機関内における特定個人情報の移転の際は、大分市電子計算機処理管理運営要綱に則り、番号法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。	

法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容に記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり</p>	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p>	

リスクへの対策は十分か	リスクの発生	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・国保事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small>  ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。  ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><small>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</small>  ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</p>
10. その他のリスク対策	
<small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel097-534-6111(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市 市民部 国保年金課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel097-534-6111 (代表)
②対応方法	問い合わせを受付、口頭又は書面により回答する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年5月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ②所属長	国保年金課長 朝見 睦夫 情報政策課長 佐藤 善信	国保年金課長 池永 浩二 情報政策課長 林 浩一	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 ②事務の内容	市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いて国民健康保険の給付に関する事務において取り扱う。 国民健康保険給付に関する事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ○被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 なお、給付事務に関しては、下記に関する事務をいう。 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 ・国保療養費 ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・食事差額療養費 ・限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・資格喪失後の受診に係る医療給付等に関する返納金	市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の給付に関する事務において取り扱う。 国民健康保険給付に関する事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ○被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 なお、給付事務に関しては、下記に関する事務をいう。 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 ・国保療養費 ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・食事差額療養費 ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証および標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・資格喪失後の受診に係る医療給付等に関する返納金 ・高齢受給者証	事前	
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システム1 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム ○既存住民基本台帳システム ○宛名システム等 ○税務システム	○庁内連携システム ○既存住民基本台帳システム ○宛名システム等 ○税務システム ○次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	



平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム5 を追加			事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施期間内の他部署(財務部市民税課、市民部市民課)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)、その他(既存住民基本台帳システム)	本人又は本人の代理人、評価実施期間内の他部署(財務部市民税課、市民部市民課)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)、その他(既存住民基本台帳システム、大分県国民健康保険団体連合会)	事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、庁内連携システム、その他(既存住民基本台帳システム)	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、庁内連携システム、専用線、その他(既存住民基本台帳システム)	事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体(上段)使用部	市民部国保年金課、及び以下の支所、出張所・鶴崎支所・大南支所・植田支所・大在支所 ・坂ノ市支所・佐賀関支所・野津原支所・明野出張所・本神崎連絡所・一尺屋連絡所	市民部国保年金課、及び以下の支所、連絡所・鶴崎支所・大南支所・植田支所・大在支所 ・坂ノ市支所・佐賀関支所・野津原支所・明野支所・本神崎連絡所・一尺屋連絡所	事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	1件	2件	事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要			事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要			事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要			事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要			事前	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23を追加			事前	

<p>平成29年4月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う ・市内または他市町村から情報を入手する際も、必要以上の情報を入手しないようチェックを行う ・ unnecessary書類は受け取らないようにし、 unnecessary書類を提出された場合は返還する</p>	<p>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う ・市内または他市町村から情報を入手する際も、必要以上の情報を入手しないようチェックを行う ・ unnecessary書類は受け取らないようにし、 unnecessary書類を提出された場合は返還する &lt;国保連合会からの入手における措置&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないこと によって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>	<p>事前</p>	
<p>平成29年4月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>システムの権限設定にて業務上必要になる情報以外へのアクセス制限を行っている</p>	<p>システムの権限設定にて業務上必要になる情報以外へのアクセス制限を行っている &lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	<p>事前</p>	

平成29年4月1日	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。</p>	<p>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。</p> <p>＜国保総合PCにおける措置＞</p> <p>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、原則グループごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードおよび2要素認証によるユーザ認証を実施する。</p> <p>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</p> <p>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</p> <p>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	事前	
平成29年4月1日	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p>	<p>・秘密の保持・適正管理・目的外利用及び提供の禁止・複写または複製の禁止・資料等の返還・従事者への周知・調査権・事故報告</p>	<p>・秘密の保持・適正管理・目的外利用及び提供の禁止・複写または複製の禁止・資料等の返還・従事者への周知・調査権・事故報告・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の</p>	事前	
平成29年4月1日	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取</p>	再委託していない	十分に行っている	事前	
平成29年4月1日	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p> <p>具体的な方法</p>	再委託は認めていない	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止・特定個人情報の目的外利用の禁止・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	事前	

<p>平成29年4月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>&lt;国保連合会における措置&gt; ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。・国保総合(国保集約)システムを情報管理課に設置し、設置場所への入退室記録管理、および施錠管理を行う。・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシャット</p>	<p>事前</p>	
------------------	--	--	--	-----------	--

<p>平成29年4月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>・国保事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。        &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;        ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。        ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>・国保事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。        &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;        ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。        ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。        &lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;        ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修・教育頻度:年間1回程度・教育方法:集合教育・教育対象:職員および嘱託職員・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。        &lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;        ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威</p>	<p>事前</p>	
<p>平成31年4月1日</p>	<p>I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ②所属長</p>	<p>国保年金課長 朝見 睦夫 情報政策課長 佐藤 善信</p>	<p>国保年金課長 情報政策課長</p>	<p>事前</p>	
<p>平成33年1月1日</p>	<p>表紙 評価書名</p>	<p>国民健康保険の給付に関する事務 重点項目 評価書</p>	<p>国民健康保険の給付に関する事務 重点項目 評価書【令和3年1月1日終了】</p>	<p>事前</p>	<p>評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため</p>